

## 中山間総合対策支援事業 実施要領の運用について

### 第1 担い手支援対策事業

#### 1 事業実施主体

- (1) 農家、営農集団、認定新規就農者、農業法人等とする。
- (2) 営農集団の場合、3戸以上で組織され、代表者および構成員が定められており、規約が整備されていること。また、保有する全ての機械・施設等の利用等に関する定めがあること。
- (3) 集落等受益地域の合意を得ていなければならない。
- (4) 特に生産条件の不利な中山間地農業の維持を図る観点から、適切な者であること。

#### 2 採択要件

- (1) 集落の農業者の概ね過半が参加し、集落営農の組織化等将来の農業の維持についての話し合いがなされ、集落農業アドバイザーの助言を経過したうえで策定された集落農業活動計画があること。なお、複数の集落で活動する組織については、主体となる集落があり、その集落における話し合いや参加について該当するものとする。また、事業対象となる機械施設が集落農業活動計画に記載されていること。
- (2) 集落営農体制整備にあつては、将来的に集落内で営農の継続が困難な農業者が出てきた際に、事業実施主体は率先して農地を引き受けること。

#### 3 集落農業活動計画の作成

集落農業活動計画には、次のことを記載する。

- (1) 集落の概要(農家や農地の利用状況、農業生産の状況等)
- (2) 集落の現状、課題
- (3) 集落の営農維持の方向
- (4) 活動経過および計画(集落話合いの経過、協議内容、今後の計画等)
- (5) 機械施設等の整備計画

#### 4 事業計画達成状況報告および改善計画

- (1) 本事業では、事業完了年度の翌年度を1年目と数え、3年目に計画達成状況報告書により実績を評価する。

目標値のおおむね8割に満たない状況が3年間続いている場合は、当該事業主体に対し、当該事業の受益地の見直し等も含めた改善計画(当初の目標年度の3年後を目標年とする)を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、事業の実績を報告させ、当該補助金の交付の目的達成を図るよう指導するものとする。

- (2) 市町長は(1)の場合、農林総合事務所長等に報告し、必要に応じその指示を受けるものとする。
- (3) (1)の場合にあつて、当該施設の一部または全部が、農業情勢の変動や地域の農業情勢の変化等のやむを得ない事情により、改善計画に沿った利用を行ってもその適正かつ効率的な運用が期待しがたいと判断され、かつ、当該地域における園芸品目のための別の施設等として有効利用を図ることが確実と認められるときには、本事業の補助対象範囲である場合に限り、これを条件として、市町長および管内農林総合事務所長等は事業実施主体に、施設等の利用計画の変更を検討させ、目的外使用の承認申請の手続きを行なわせることができるものとする。

なお、この場合においては、当該施設等の処分制限期間(農林水産部中山間農業・畜産課所管補助金等交付要綱 別表第4)内において、補助条件を継承することとし、県補助金相当額の納付は要しないものとする。

- (4) 市町長は、その必要性、既存の施設等との整合性等を検討の上、(3)による申請を承認する場合

においては、あらかじめ農林総合事務所長等の承認を受けなければならない。

## 第2 営農省力化支援事業

### 1 事業実施主体

- (1) 農家、営農集団、認定新規就農者、農業法人、農業協同組合、市町が出資する法人、市町が指定したもの等とする。
- (2) 営農集団の場合、3戸以上で組織され、代表者および構成員が定められており、規約が整備されていること。また、保有する全ての機械・施設等の利用等に関する定めがあること。
- (3) 特に生産条件の不利な中山間地農業の維持を図る観点から、適切な者であること。

### 2 採択要件

- (1) 急傾斜（1/20以上）の農地を含む中山間地域で農作業を行い、今後拡大する意欲のあるものとする。
- (2) 導入する機械等の将来的な稼働面積（事業実施年度の翌年度から3年目）の目安については、下表のとおりとする。

事業種目	面積（田本地）	面積（畦畔法面）
ラジコン式草刈機、ハンマーナイフモア等除草機械の導入	おおむね11ha (刈幅0.75mの場合)	おおむね2.8ha (刈幅0.75mの場合)
ヤギを活用した除草導入	おおむね2ha	おおむね0.5ha
農作散布に用いるドローンの導入	おおむね25ha	—

### 3 補助対象経費

補助対象経費の具体的な内容については、下表のとおりとする。

事業種目	経費区分、内容
営農省力化支援	機械購入費 消耗品費（バッテリー、充電器等） 工事費（給水栓設置、畜舎、牧柵設置等） ヤギ購入費 資材費（繋牧用支柱・リード、飼料、医薬品等） その他必要と認められる経費

## 第3 農業サポートセンター機能拡充事業

### 1 農作業受委託促進

- (1) 事業実施主体  
市町が設置する農業サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）とする。
- (2) 中山間営農継続プランの作成  
中山間営農継続プラン（以下「営農継続プラン」という。）には、別記参考様式に基づき、次のことを記載する。
  - ア 対象地域の現状
  - イ 対象地域の課題
  - ウ 対象地域における作業受託農家（アグリサポーター等）の意向

エ 対象地域における作業委託農家の意向

営農継続プランは、対象地域における状況の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとする。営農継続プランの変更に当たっては、十分協議を行い、速やかに変更後の営農継続プランを農林総合事務所長等に提出するものとする。

なお、第3の1(2)ア～エの内容を記載した他事業に係る計画等を作成した場合、これをもって営農継続プランに代えることができるものとする。

(3) 補助対象経費

補助対象経費の具体的な内容については、下表のとおりとする。

事業種目	経費区分、内容
農作業受委託促進	助成金（アグリサポーターに対する助成） 補助金（市町からサポートセンターへの補助に係る経費） その他必要と認められる経費

2 サポートセンター活動支援

(1) 事業実施主体

市町が設置する農業サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）とする。

(2) サポートセンターの業務

サポートセンターは、対象地域の営農を継続するのに必要な協議等を定期的に行うとともに、構成する関係機関・団体それぞれの役割分担を明確化し、地域の実状に即して次の業務を行うものとする。

ア 対象地域の委託農家と受託農家の営農意向を調査し、意向に応じた支援策の検討および、市町、JA、農業公社、農林総合事務所等との連絡・調整を行うものとする。

イ 農業者、営農集団、認定新規就農者、農業法人、農業協同組合、市町が出資する法人、地域住民、ボランティア等から幅広く人材を公募し、アグリサポーターとして登録するものとする。

ウ 対象地域の意向に応じて、アグリサポーターが行う農作業を斡旋し、農作業の実施箇所、面積、作業内容等について現地確認等を行い、確認内容を記載した台帳を整備するものとする。

エ 集落農業アドバイザーを設置し、中山間地域の条件に合わせた営農体制、県内外の集落営農の組織化や野菜や果樹等の導入による活性化事例等の提案や助言を通じて、話し合いの場を活発にし、住民主体の合意形成活動が円滑に進むよう支援する。

オ 集落農業活動計画の作成および計画実現に向けた活動や地域の活性化を支援するため、必要に応じて、研修会や現地視察、地域資源の発掘・活用、関係機関等との連絡調整、付加価値向上に向けた販売活動支援等を行う。

(3) 補助対象経費

補助対象経費の具体的な内容については、下表のとおりとする。

事業種目	経費区分、内容
サポートセンター活動支援	消耗品費（事務用品、資材、資料等の購入代金） 使用料および賃借料（会場、駐車場、物品等の使用料および賃借料等） 印刷製本費（パンフレット、PRチラシ、資料等の印刷製本費） 通信運搬費（文書等の郵便料、運搬費、インターネット使用料等） 広告料（新聞、テレビ等でのPR活動等に係る広告宣伝料） ホームページ作成費（情報発信に必要なホームページ等の作成費等） 機械器具費（備品、機械器具等の購入費） 報償費（助言等の講師、集落農業アドバイザー等への謝金） 旅費（講師等の旅費および農作業受委託促進、集落活動等支援、調査活動等に係る交通費） 共済費（ボランティア等に係る傷害保険料等） 手数料（振込送金手数料等） 委託料（農作業受委託促進、集落等活動支援、調査活動、計画作成、資料制作業務等外部への委託料） 受講料（研修、セミナー等の受講料等） 燃料費（農作業受委託促進、集落活動等支援に係る自動車燃料等） その他必要と認められる経費

### 3 機能拡充支援

#### (1) 事業実施主体

市町が設置する農業サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）とする。

#### (2) 補助対象経費

補助対象経費の具体的な内容については、下表のとおりとする。

事業種目	経費区分、内容
機能拡充支援	人件費 その他必要と認められる経費

### 第4 農作物集荷システム実証支援事業

#### 1 補助対象経費

補助対象経費の具体的な内容については、下表のとおりとする。

事業種目	経費区分、内容
農作物集荷システム実証支援	消耗品費（事務用品、資材、資料等の購入代金） 印刷製本費（資料等の印刷製本費） 通信運搬費（文書等の郵便料、運搬費等） 使用料および賃借料（折り畳みコンテナ等の賃借料） 報償費（助言等の講師等への謝金） 旅費（講師等の旅費および先進地視察等に係る交通費） 手数料（振込送金手数料等） 委託料（荷受け作業等外部への委託料） 燃料費（自動車燃料等） その他必要と認められる経費

## 第5 共通事項

### 1 事業の実施

- (1) 農林水産部中山間農業・畜産課所管補助金等交付要綱第3条による毎年度の補助金等の交付申請は、別記の補助金等交付申請書を提出するものとする。
- (2) 農林水産部中山間農業・畜産課所管補助金等交付要綱第4条による補助事業の内容または経費の配分の変更は、別記の補助事業計画変更承認申請書により提出するものとする。

### 2 財産処分の制限について

農林水産部中山間農業・畜産課所管補助金等交付要綱第8条に規定に伴う手続きは、国庫補助事業に準ずるものとする。

## 第6 事業関係の様式

事業関係の様式は次のとおりとする。

- 1 中山間総合対策支援事業補助金交付申請書の提出（別記様式1）
- 2 中山間総合対策支援事業変更交付申請書の提出（別記様式2）
- 3 中山間総合対策支援事業交付決定前着手届の提出（別記様式3）
- 4 中山間総合対策支援事業完了実績報告書の提出（別記様式4）
- 5 中山間総合対策支援事業交付請求書の提出（別記様式5-1、5-2）
- 6 中山間総合対策支援事業で取得した施設等の利用に関する改善計画の提出（別記様式6-1、6-2）
- 7 中山間総合対策支援事業で取得した施設等の目的外使用の申請（別記様式7-1、7-2）

附 則 この運用は、令和4年4月1日から適用する。